（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令の一部改正）

第五条　武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成十五年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令

第一条中「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（」を「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号。」に、「第二条第四号」を「第二条第五号」に改める。

第二条中「第二条第五号」を「第二条第六号」に改める。

第三条中「第二条第六号」を「第二条第七号」に改める。

（武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律施行令の一部改正）

第六条　武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律施行令

第一条中「、武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（」を「、武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（平成十六年法律第百十三号。」に改め、同条の表第百三十一条の項中「武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律」を「武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律」に、「米軍行動関連措置法」を「米軍等行動関連措置法」に改め、同表第百三十二条の項、第百三十三条第一項の項、第百三十三条第二項の項、第百三十五条の項、第百三十六条第一項の項及び第百三十七条第一項の項中「米軍行動関連措置法」を「米軍等行動関連措置法」に改める。

（武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律施行令の一部改正）

第七条　武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律施行令（平成十六年政令第三百九十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律施行令

第一条中「武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（」を「武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（平成十六年法律第百十六号。」に改める。

第三条第五項及び第六項中「武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律施行令」を「武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律施行令」に改める。

（武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律施行令の一部改正）

第八条　武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律施行令（平成十六年政令第三百九十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律施行令

第一条第一項中「武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（」を「武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第百十七号。」に改め、同項第一号中「第三条第十一号」を「第三条第十三号」に改める。

第四条中「武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律」を「武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律」に改める。

（予算決算及び会計令臨時特例の一部改正）

第九条　予算決算及び会計令臨時特例（昭和二十一年勅令第五百五十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号の二中「第七十六条第一項」の下に「（第一号に係る部分に限る。）」を加える。

（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正）

第十条　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

第六条の二十三中「又は」の下に「国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第二十七条第一項の規定により派遣された自衛官（以下「国際連合派遣自衛官」という。）若しくは」を加える。

第六条の二十四（見出しを含む。）中「派遣職員」を「国際連合派遣自衛官又は派遣職員」に改める。

第八条第五項中「育児休業をした場合」の下に「、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第二十七条第一項の規定により派遣された場合」を加える。

第八条の三第五項及び第十一条の四第三項中「派遣職員及び」を「国際連合派遣自衛官、派遣職員及び」に改め、「それぞれ」の下に「国際連合、」を加える。

第十二条の五第五号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　国際連合派遣自衛官

第十二条の六第三項中「の職員」の下に「、国際連合派遣自衛官」を加える。

第十七条の十第二項中「派遣職員及び」を「国際連合派遣自衛官、派遣職員及び」に改め、「それぞれ」の下に「国際連合、」を加える。

別表第五国際緊急援助等手当の項中「第八十四条の四第二項第三号」を「第八十四条の五第二項第三号」に、「第八十四条の三の」を「第八十四条の四の」に、「第八十四条の三第三項」を「第八十四条の四第三項」に改め、同表海上警備等手当の項中「又は」を「若しくは」に、「周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律」を「重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律」に改める。

（関税法施行令の一部改正）

第十一条　関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第八号中「武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律」を「武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律」に改める。

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正）

第十二条　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第二項第二号中「第十六条第一項」を「第十七条第一項」に改める。

（河川法施行令の一部改正）

第十三条　河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）の一部を次のように改正する。

第十六条の十一第二項中「第七十六条第一項」の下に「（第一号に係る部分に限る。）」を加える。